

町田市福祉のまちづくり総合推進条例
特定都市施設整備項目表(小規模共同住宅等)遵守基準(第9条関係)

二重枠内を記入してください。

凡例 一般: 特定経路も含む全て 特定: 特定経路 移円: 移動等円滑化経路等

整備項目	経路	チ エ ツ ク	番号	整備内容	適	緩和措置	例外措置	適用なし	審査
1 特定 経路	特定 移円		1	特定経路(*1)上には、階段又は段を設けない	1				
			2	多数の者が利用する居室、車椅子使用者用便房を設ける場合は、移動等円滑化経路等の規定を適用(移動等円滑化経路等がある場合は、第10号様式を添付)	—				
2 出入口	特定		1	特定経路を構成する出入口は次に掲げるもの					
			1	幅は車椅子使用者が円滑に通過できるもの	—				
			2	戸は自動的に開閉するか、車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	—				
			3	通行の際に支障となる段差を設けない	—				
3 廊下等	特定		1	特定経路を構成する廊下等は次に掲げるもの					
			1	幅は車椅子使用者が円滑に移動できるもの	—				
			2	床面は粗面又は滑りにくい仕上げ	—				
4 階段	一般		1	多数の者が利用する階段のうち1以上は次に掲げるもの					
			1	段がある部分に手すりを連続して設置	—				
			2	床面は粗面又は滑りにくい仕上げ	—				
			3	段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造	—				
			4	蹴上げ及び踏面は、高齢者、障がい者等が円滑で安全に移動できる構造	—				
5 これに併設する傾斜路	特定		1	特定経路を構成する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は次に掲げるもの					
			1	勾配が1/12を超える、又は高さが16cmを超える傾斜部には、手すりを設置	—				
			2	表面は粗面又は滑りにくい仕上げ	—				
			3	傾斜路の前後の廊下等との色彩の差が大きいことで傾斜路を容易に識別可能	—				
			4	幅90cm以上	—				
			5	勾配1/12以下	2				
			6	高さが75cmを超える場合は、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊り場を設置	—				
			7	両側に側壁又は立ち上がりを設置	—				
			8	傾斜路の始点及び終点に車椅子使用者が安全に停止できる平たんな部分を設置するよう配慮	—				
6 敷地内の通路	特定		1	特定経路を構成する敷地内の通路は次に掲げるもの					
			1	幅120cm以上	—				
			2	通行の際に支障となる段差を設けない	3				
			3	傾斜路は次に掲げるもの					
			1	勾配が1/12を超える、又は高さが16cmを超える傾斜部には、手すりを設置	—				
			2	表面は粗面又は滑りにくい仕上げ	—				
			3	傾斜路の通路との色彩の差が大きいことで傾斜路を容易に識別可能	—				
			4	幅120cm以上(段に併設するものにあっては90cm以上)	—				
			5	勾配1/12以下	2				
			6	高さが75cmを超える場合は、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊り場を設置	—				
			7	両側に側壁又は立ち上がりを設置	—				
			8	傾斜路の始点及び終点に車椅子使用者が安全に停止できる平たんな部分を設置するよう配慮	—				

備考

*1 道等から地上階にある各住戸までの経路のうち1以上を、多数の者が円滑に利用できる経路とすること。

緩和措置

- 上階及び下階との間の上下の移動の場合には、階段又は段を設けてもよい。
- 高さが16cm以下のものの場合は、1/8以下とができる。
- 傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設している場合は、段差を設けてもよい。